



港長公示第 30-1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶のびよう泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

本公示をもって、港長公示第 50-5 号（昭和 50 年 8 月 11 日）を廃止する。

平成 30 年 1 月 31 日

千葉港長



千葉航路延長線付近における「びよう泊禁止区域」の設定について

千葉航路に入出航する大型船舶の航行の安全を確保するため平成 30 年 1 月 31 日から当分の間、下記区域における船舶のびよう泊を禁止する。

記

びよう泊禁止区域

次の各地点を順に結んだ線で囲まれる区域

- イ. 北緯 35 度 34 分 25 秒 東経 140 度 01 分 45 秒
- ロ. 北緯 35 度 32 分 46 秒 東経 139 度 58 分 29 秒
- ハ. 北緯 35 度 32 分 14 秒 東経 139 度 57 分 15 秒
- ニ. 北緯 35 度 31 分 58 秒 東経 139 度 57 分 26 秒
- ホ. 北緯 35 度 32 分 36 秒 東経 139 度 58 分 36 秒
- ヘ. 北緯 35 度 34 分 15 秒 東経 140 度 01 分 52 秒

